

緊急時等における連絡体制について（案）

基本方針

- 1) 掘削調査における連絡体制は、通常時、重点時、緊急時の3種類の体制で行う。
- 2) 原則として環境省が県、町及び請負事業者（日立造船）と共同で、地元住民及びマスコミへの対応を行う。通常時の窓口機能は、事業者たる日立造船が担う。また緊急時において、万が一、国が現地にいない場合には、国が現地入りするまでの間、県又は町の担当者が、地元住民及びマスコミへの対応を行う。
- 3) 通常時は、以下に示す重点時と緊急時以外の時期を指す。
- 4) 重点時は、掘削区域の中で最も汚染濃度の高い南側部分を掘削するなど、重点的な対応が必要な作業を行う期間を指す。具体的には、調査区域南側の鉛直磁気探査時と鋼矢板打設時、トレンチ掘削時とする。
- 5) 緊急時は、作業員の被曝があった場合及び住民の避難などが必要となるような事態の時を指す。避難などが必要な場合とは、具体的には、周辺環境中で毒ガス成分が検出された場合や爆発物が発見された場合などを想定する。

対応一覧

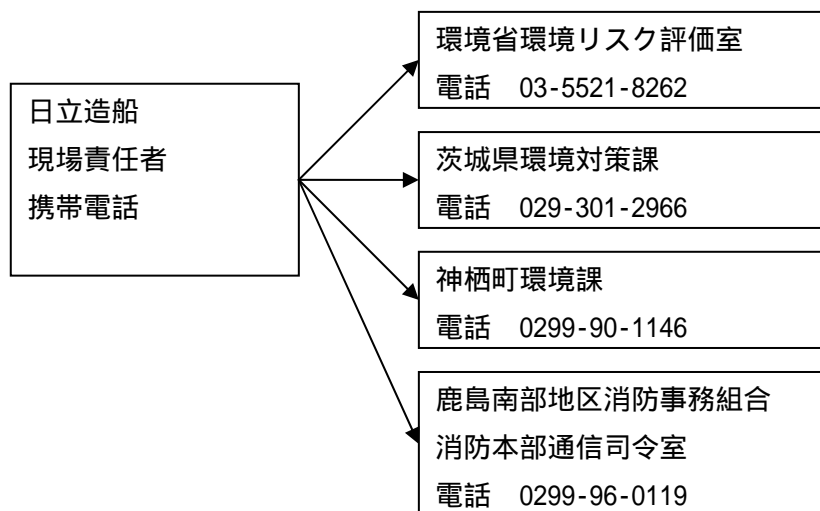
	通常時	重点時	緊急時
地元住民及びマスコミに対する現場での対応者	日立造船（窓口） （何かあれば環境省などに電話連絡を行う）	環境省担当者 （県、町、日立造船も共同する）	環境省担当者 （同左、なお、環境省担当者の到着までは県/町の担当者の協力を得る）
住民からの問い合わせ等の対応	環境省担当者が電話などで対応	環境省担当者が対応	環境省担当者（到着までは県/町の担当者）が対応
問い合わせ等対応フロー	住民からの問い合わせ等 現場担当者は環境省の担当者に連絡を取る。 環境省担当者は電話で話を聞き、その後、県/町の協力を得つつ事態の対応にあたる。必要に応じ、環境省職員は現地に向かう。	住民からの問い合わせ等 現場にいる環境省担当者が問い合わせを受け、県と町の協力を得て対応する。	住民からの問い合わせ等 現場にいる環境省担当者（現地入りするまでは県又は町の担当者）が問い合わせを受け、県と町の協力を得て対応する。
住民への情報伝達	現場に掲示板を設置 ビラの配布を町の協力により実施	現場に掲示板を設置 ビラの配布を町の協力により実施	広報車や町内放送を町の協力により活用
マスコミ対応	環境省担当者に電話連絡	環境省担当者が対応	環境省担当者が対応
現地記者レク （環境省/県/町）	住民説明会后	環境省担当者常駐時に、2回程度	必要に応じ随時実施
備考	調査の各段階の開始前などにおいて住民説明会や見学会を行う	重点時とは以下の期間 ・南側の鉛直磁気探査 ・南側の土留め ・トレンチ掘削	

通常時の作業終了時連絡体制について（案）

連絡体制

日立造船現場責任者は、環境省環境リスク評価室、茨城県環境対策課、神栖町環境課、鹿島南部地区消防事務組合消防本部通信司令室に対し、毎日、作業の終了について電話にて連絡を行うとともに、環境省に対して、FAXで作業の進捗を報告する。

また、作業中に不審物が発見された場合や事故が起きた場合等は、直ちに、環境省環境リスク評価室まで電話で連絡すること。



報告内容

- 1) 日立造船は、毎日、作業が終了する時刻（17:00以降）に、環境省環境リスク評価室、茨城県環境対策課、神栖町環境課、鹿島南部地区消防事務組合消防本部通信司令室に対し、電話で作業終了を報告。
- 2) また日立造船は、毎日 18:30 までに、環境省環境リスク評価室に対し、以下の事項についてFAX(03-3581-3578)で報告。
 - (ア)本日の作業内容（概要）
 - (イ)地元住民からの問い合わせ内容等
 - (ウ)その他

緊急時の対応について（案）

緊急時対応1 マスタード、ルイサイトなどの可能性のあるガスを作業現場で検知した場合

日立造船は、環境省担当者、茨城県環境対策課、神栖町環境課、鹿島南部地区消防事務組合、鹿嶋警察署に連絡。日立造船は、直ちに汚染の拡大防止（掘削現場を土壌とビニルシートで被覆し密封）を実施し、二重テント化する。ガス検知担当者が周辺の環境中濃度を測定して周辺環境への漏出がないことを確認。排気除染装置出口でのモニタリング開始。また現場において、携帯検知器にて汚染範囲を確定し、ロープ等で範囲を明示。

日立造船は、直ちに予め準備してある可搬式GC-MSによって、携行型検知器で検知されたガスが毒ガスであるかについて再確認分析を開始し、その結果が判明し次第、環境省に報告。

環境省は、総合調査検討会座長など専門家への連絡を行い対応について相談。環境省は内閣官房へ連絡し、必要に応じて防衛庁への情報提供を行う。環境省職員が現地にはいない場合には、現地に出発。

周辺環境中への漏出がない場合は、その旨を日立造船から環境省担当者、茨城県環境対策課、神栖町環境課に連絡。

周辺環境中への漏出がある場合、環境中の濃度を測定し、必要に応じて、町は、町内放送及び広報車を用い一時避難勧告等を実施。

緊急時対応2 作業員がマスタード、ルイサイトなどの可能性のある化学物質に被災した場合

日立造船は、被災した作業員を新鮮な空気の元に運び、除染を行い、鹿島南部地区消防事務組合及び鹿島労災病院に連絡（被災者を救出するときの手順の詳細は別途定める）。直ちに汚染の拡大防止（掘削現場を土壌とビニルシートで被覆し密封）を実施した上で、二重テント化し、作業員は一旦現場から待避。ガス検知担当者が周辺の環境中濃度を測定して周辺環境への漏出がないことを確認。排気除染装置出口でのモニタリング開始。

日立造船は、環境省担当者、茨城県環境対策課、神栖町環境課、鹿嶋警察署に連絡。

日立造船は、直ちに予め準備してある可搬式GC-MSによって、携行型検知器で検知されたガスが毒ガスであるかについて再確認分析を開始し、その結果が判明し次第、環境省に報告。

環境省は、総合調査検討会座長など専門家への連絡を行い、対応について相談する。環境省は内閣官房へ連絡し、必要に応じて防衛庁への情報提供を行い協力要請。環境省職員が現地にはいない場合には、現地に出発。

周辺環境中への漏出がない場合は、その旨を日立造船から環境省担当者、茨城県環境対策課、神栖町環境課に連絡。

周辺環境中への漏出がある場合、環境中の濃度を測定し、必要に応じて、町は、町内放送及び広報車を用い一時避難勧告等を実施。

緊急時対応3 爆発物の可能性のあるものが発見された場合

日立造船は、環境省担当者、茨城県環境対策課、神栖町環境課、鹿島南部地区消防事務組合及び鹿嶋警察署に連絡。作業員は、一旦現場から待避。

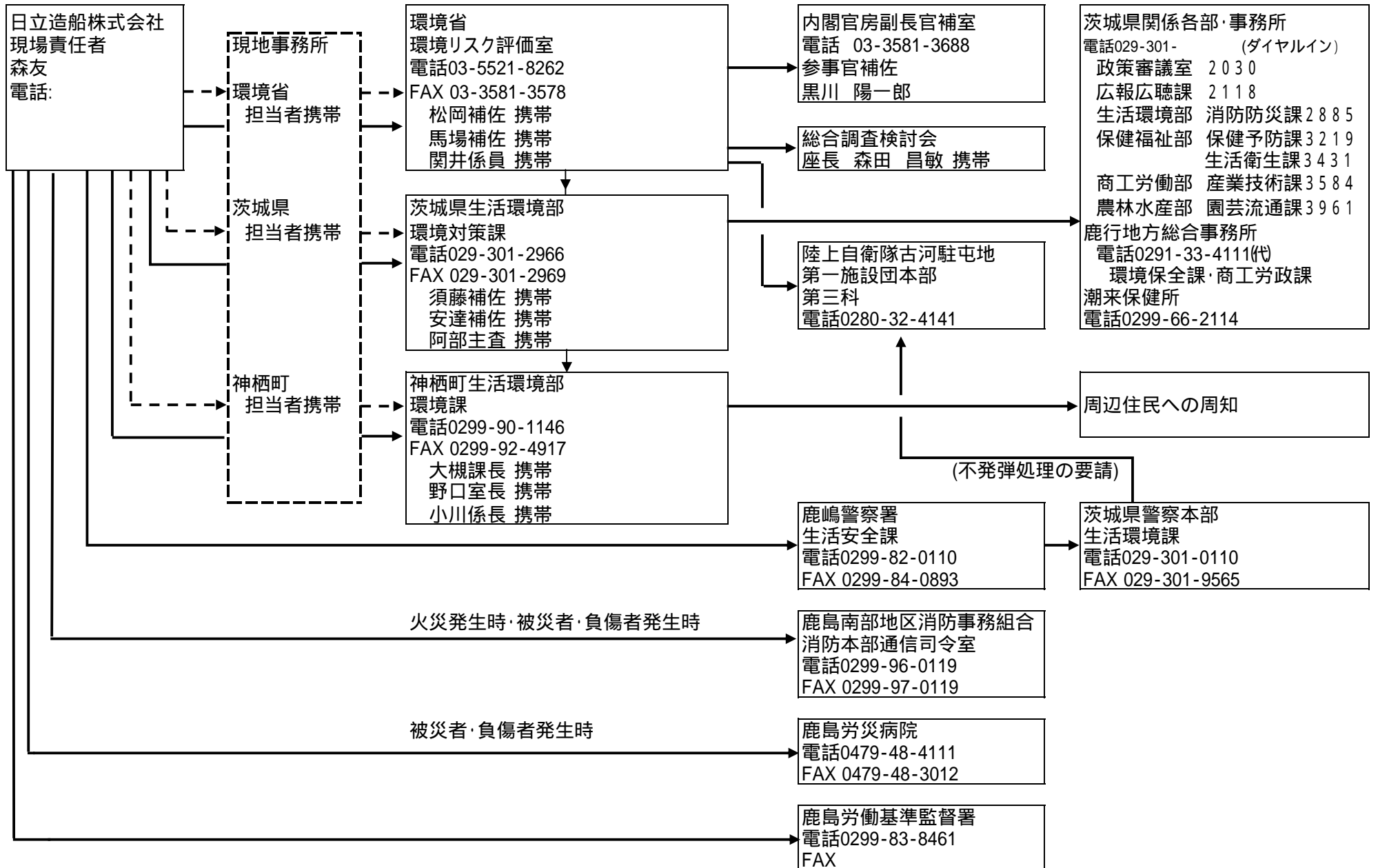
環境省は、総合調査検討会座長や化学兵器の鑑定ができる専門家への連絡を行い、対応について相談。環境省は内閣官房へ連絡する。また、環境省職員が現地にはいない場合には、現地に出発。

通常の不発弾処理手続きに基づき、県警本部長は自衛隊に対し不発弾処理を要請する。自衛隊は不発弾の専門家を現地に派遣する。

神栖町は、防衛庁から派遣された自衛隊により爆弾と確認された場合を想定し、鹿嶋警察署と連絡調整しつつ、速やかに住民の避難を行えるよう、周辺約300mの住民名簿と連絡体制について再度確認を行う。

自衛隊の検分により爆発物または化学兵器の可能性がある場合には、関係機関の調整により、事後の対応を検討する。

茨城県神栖町の掘削工事にかかる緊急連絡体制 (案)



緊急事態は、現場にてマスタード・レイサイド等の化学物質が検出、作業員が化学物質に被曝、爆発物の発見、その他の場合を指す。
 [---]は、現地事務所に職員が配置されているときの連絡体制